

粟生線サポーターズクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は、「粟生線サポーターズクラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、神戸電鉄株式会社を事務局とする。

(目 的)

第3条 クラブは、神戸電鉄粟生線に関心のあるものが、粟生線を利用すると共に粟生線の利用促進や地域の活性化に繋がる活動を企画・実行し、また、地域の主体的な活動と連携し、また、その活動を支援することで、地域の公共交通である粟生線を維持し、沿線地域の活性化を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動（以下「会員の主体的な活動」という）を行う。

- (1) 会員の募集
- (2) 粟生線の利用促進に繋がる情報発信・活動の支援
- (3) 粟生線の利用促進に繋がる新たな活動の企画・提案
- (4) 粟生線の利用促進イベントの開催及び沿線地域活動との連携・支援活動
- (5) その他クラブの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第5条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同する者（以下「正会員」という）およびその家族（以下「家族会員」という）、また、特別会員で組織する。

- 2 家族会員は、正会員1名につき大人2名、小人2名までとする。
- 3 正会員および家族会員は、毎年更新手続きを行うものとし、更新手続きを行わない場合は会員の資格を喪失する。

(粟生線活性化協力金)

第6条 会員は、粟生線活性化協力金（以下「協力金」という）を納入する。

- 2 協力金は、正会員2,000円、家族会員大人1,200円、小人600円とする。
但し、正会員20名以上が一括申し込みをした場合の正会員の協力金は1,800円とする。
- 3 特別会員の協力金は、1口1,000円とする。
- 4 協力金はいかなる場合も払い戻しを行わない。

(特別会員の協力金)

第7条 特別会員の協力金は、神戸電鉄粟生線利用促進に資する粟生線の駅及び駅周辺施設等の整備・改修に要する費用として別途定めた上で使用する。

(交 付)

第8条 正会員および家族会員には、次の各号を交付する。

- (1) 会員証
- (2) 神戸電鉄および神戸高速1日フリーパス(1枚)
- (3) 会報

(退会、除名)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会長は、会則に違反し、またはクラブの名誉を傷つけるなど、クラブの目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(会員個人情報の取り扱い)

第10条 会員の住所、氏名等の個人情報は、会員証や第8条に定める交付物の発送、また、クラブに関する連絡等に限り使用できるものとする。

(役 員)

第11条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 1名

(役員を選出方法及び任期)

第12条 会長は、神戸電鉄粟生線活性化協議会(以下、協議会という)が任命する。

- 2 その他の役員は、第14条に定めるクラブの集いにおいて選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、会長が必要と認めた事項を担当する。
- 4 監事は、クラブの会計を監査し、その結果を役員会において報告する。

(クラブの集い)

第 14 条 会長は、年に 3 回以上クラブの集いを招集する。

2 クラブの集いは、会員のすべてが自由に参加することができ、会員の主体的な活動を活性化させるために必要な事項について協議するほか、役員会において決定された次の事項を審議する。

- (1) 会則の制定、改廃
- (2) 役員に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(資産及び会計)

第 15 条 クラブの運営に要する経費は、協力金（特別会員の協力金を除く）をもって充てる。

2 クラブの会計年度は、第 3 期までについては、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までを原則とし、第 4 期以降については、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを原則とする。但し、第 3 期から第 4 期以降への移行措置として、第 3 期の期末日を翌年 8 月 31 日から翌々年 3 月 31 日に変更する。

(財務に関する事項)

第 16 条 クラブの現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(クラブが解散した場合の措置)

第 17 条 クラブが解散した場合には、クラブの収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。
- 1 この規約は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する。
- 1 この規約は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。
- 1 この規約は、平成 27 年 9 月 13 日から施行する。